

令和4年12月1日

トピックス ～ 年末調整の留意点 ～

令和4年も残り1か月となり年末調整の時期がやってまいります。令和4年の年末調整の計算に当たっては、昨年からの大きな改正事項はありませんが、改めて年末調整のポイントを確認していきたいと思えます。詳しくは当事務所にお尋ねください。

(1) 基礎控除額

令和2年から基礎控除額が10万円引上げられて、一律48万円(住民税については43万円)。ただし、合計所得金額が年2400万円を超えると段階的に32万円・16万円・0円と引き下げられます。

(2) 給与所得控除額

令和2年から給与所得控除額が一律10万円引下げられました(上記(1)に見合うものです)。ただし、給与収入が年850万円を超える者の給与所得控除額は一律195万円になりました。

※「所得金額調整控除」の適用を受ける者を除く。

※「所得金額調整控除」とは、年収850万円超で下記のいずれかの要件に該当する場合に給与所得控除額の増額調整が行われます。

- (イ) 給与所得者本人が特別障害者
- (ロ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者

◎控除額 …… 給与収入(1,000万円上限) - 850万円) × 10%

(3) ひとり親控除(男女の性別は問いません)

◎対象者:年末現況で婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない者で、下記の要件全てに該当する者

- (イ) 住民票に事実婚である旨の記載がされていないこと
- (ロ) 総所得金額等が48万円以下の同一生計の子を有すること
- (ハ) 本人の合計所得金額が500万円以下であること

◎控除額 …… 所得税:35万円(住民税については30万円)

(4) 寡婦控除 (※寡夫控除は廃止され「ひとり親控除」に吸収されました。)

◎対象者:「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する者(女性のみ)

- (イ) 夫と死別、離婚、夫が生死不明の状態であること(離婚の場合は、扶養親族を有すること)
- (ロ) 本人の合計所得金額が500万円以下であること

◎控除額 …… 所得税:27万円(住民税については26万円)は従前のとおりです。

(5) 医療費控除やふるさと納税の寄附金控除は年末調整ではなく、確定申告において行います。

(6) 令和5年後の年末調整の変更点の一例 <国外居住親族に係る扶養控除の改正>

非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合、親族関係書類及び下記の確認が必要です。

	確認書類	確認時期
留学生	留学ビザ等相当書類	扶養控除等申告書を受領するとき ・令和5年1月給与支給の前日 ・中途就職の場合は、最初の給与の支払を受ける日の前日
障害者	障害者であることが確認できる書類	
38万円以上の送金を受けている者	38万円以上の送金関係書類	年末調整を行うとき

※[先月号(NO.306)インボイス制度(パートII) [IV]適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合]の補足

免税事業者に戻ることを希望する場合には、免税期間となる「直前課税期間の末日」の30日前までに『登録取消届出書』を提出する必要があります。 ↑加筆

⇒提出期限の具体日「直前課税期間の末日が

31日の場合 ⇒ 同月1日、30日の場合 ⇒ 前月31日、2月28日 ⇒ 1月29日

直前課税期間の末日の状況により届出期限が変わりますのでご注意ください。

所長のつぶやき

No. 307号 令和4年12月2日

厚みのあったカレンダーもいよいよ最後の1枚を残すのみとなっております。例年ですと、あっという間の一年でした、というフレーズになるところですが、この一年に関しては明るい話題がほとんど無かったせいもあって、結構長く感じられました。年初はコロナの感染状況が小康状態から増加傾向に転じており、今と変わらない様相でした。2月になるとロシアによるウクライナ侵攻が始まり、様々な分野に亘って負のスパイラルが始まりました。軍事的な側面では欧米の支援もあってウクライナの反転攻勢によりロシアの苦戦が鮮明になってきております。とはいえ、食料大国・エネルギー大国でもあるロシアの戦略に影響され原油を始めとするエネルギー価格や小麦を起点としたあらゆる食料品が高騰し、先進国のみならずアフリカ諸国等の後進国・発展途上国でも急激なインフレーションに見舞われております。個人的にはこの「つぶやき」も5月に300号を迎えました。

後半になりますと、インフレ傾向に歯止めをかけるべく、FRBによる高金利政策の影響をもろに受け日本の円は米ドルに対して一時150円を突破する超円安状態に追い込まれました。最近ではアメリカの景気動向が弱含みに転じるのではという観測気球もあって、一段の大幅利上げへの警戒感が和らぎ早ければ来年の後半には利下げの展開もあり得るといった思惑が錯綜するという状況が生まれて円安傾向も落ち着きを取り戻してきております。国内では景気刺激策の一環として旅行応援キャンペーンが展開されており、この恩恵に浴している人も多いことでしょう。小生も先月、久方ぶりに義母のご機嫌伺いを兼ねて近場の温泉で一泊して美味しい料理をいただきました。三千円の補助券付きでしたから、実質、一万円以下で束の間の休息を味わうことができました。

今年唯一と言ってもよい明るい話題は、スポーツ分野です。大谷翔平選手の活躍ぶりは、大リーグ年間MVPの2年連続の受賞こそありませんでしたが、年初の重圧をものともせず、打者だけでなく投手としても規定数を充たすという、かつて誰も成し得なかった偉業をやってのけました。そして圧巻は、サッカーの世界カップで、優勝経験のある強豪ドイツに逆転勝利するという、これまた痺れるようなスポーツの醍醐味を味わうことができました。小生もその一人ですが、サッカーの俄かファンが爆発的に増えたことでしょう。よく引き合いに出されるのが、30年ほど前の「ドーハの悲劇」を思い起こされている人も多いと思われます。今回は「ドーハの歓喜」と称されております。前回は決勝大会進出に向けて王手をかけた試合の土壇場のアディショナルタイム（昔はロスタイムと言われていましたが）で同点に追いつかれ苦渋を飲まされました。当時は選手として悔しい涙を流した森保現監督にとってはこの一瞬こそ、まさに最高の歓喜そのものといえそうです。第2戦のコスタリカには勝つことができませんでしたが、正念場となったスペイン戦が12月2日早朝に行われました。この為、事務所通信も結果が判明してから急ぎ書き上げている次第です。待った甲斐がありました！あの強豪スペインに逆転勝利しました。大方の予想では精々引き分けになればというものでした。それにしても、日本チームはよくぞ頑張りました。ベスト16への進出に留まらず、悲願のベスト8進出への期待感がますます高まっております。森保チーム・ジャパン、感動をありがとう！

《和奏・遼真通信》

和奏の後日談があります。スマートフォンをコンクリート地面に落下させ、中のデータが取り出せなくなったと先月号でお伝えしましたが、幸いにして全面復旧ができたとのこと！おまけに、当初は修理できない見込で新機種に変更もしてもらってましたので、二重の喜びになっております。そして先日、遅ればせながら誕生日祝いとしてお気に入りのCDをしっかりとゲットできてご機嫌でした。

一方、遼真君は学校の部活動でなんと野球部に転部したとのこと！走攻守と幅広い運動能力が求められるスポーツです。体力造りにはもってこいといえます。頑張ってくださいね！

(令和4年12月2日 所長 橋本)

